

栄東まちづくり協議会会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、栄東まちづくり協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、栄東まちづくり協議会会長（以下「会長」という。）が会議に諮り、これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、栄東まちづくり協議会会議傍聴申出書に住所、氏名及び電話番号を記載することにより、会長に対し傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びた者
- (2) 旗、プラカード、ポスター、ビラ、拡声器、危険物その他会議場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯する者
- (3) 前各号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、非礼にわたる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議がその議決により傍聴を認めないとした議題に関する審議等を行なおうとするときは、会長の指示に従い、直ちに会議場から退出しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、全ての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月22日から施行する。